

## モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）を 横浜薬科大学、横浜市薬剤師会、横浜市が連携して運用します

横浜市では、市民、企業、大学、団体など、様々な担い手の皆様との対話を進め、それぞれが持つ資源やノウハウを活用することにより、新たな価値を創造し、社会や地域の課題、行政課題の解決を図る「共創」の取組を進めています。

このたび、学校法人 都築第一学園 横浜薬科大学（理事長 都築 仁子）、一般社団法人 横浜市薬剤師会（会長 寺師 三千彦）及び横浜市（市長 林 文子）は、大規模災害の発生時等に薬局機能を維持・補完するモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）を連携して運用することに合意し、平成30年12月10日に連携協定を締結しました。

**モバイルファーマシーの車両は、平成31年2月末に1台目が完成し、政令指定都市としては全国で初めて3月から運用を開始する予定です。**また、大都市における広域運用の必要性を踏まえ、来年10月には2台目（給水車の牽引が可能なタイプ）を配備し、水道等のライフラインに支障がある場合にも、自律的な医薬品供給等に対応する予定です。

今後、連携協定に基づき、災害発生時のみならず平時も含めた効果的なモバイルファーマシーの運用に向けて、調整を進めていきます。



協定締結時の様子（左から都築仁子理事長、林文子市長、寺師三千彦会長）

### モバイルファーマシー運用の概要

- 災害発生時は、横浜薬科大学、横浜市薬剤師会及び横浜市が連携して、災害支援に従事する薬剤師等と一緒に出勤し、避難所等での医薬品の調剤・供給・服薬指導等の業務を行います。
- 平時は、防災訓練、薬と健康の週間等の各種行事等の場への展示、かかりつけ薬剤師・薬局の普及など、医薬品の適正使用に関する啓発活動等に活用します。

## モバイルファーマシーとは

薬局機能を搭載し機動力を備えた災害対策医薬品供給車両です。東日本大震災の教訓をもとに宮城県で開発されました。停車時でも貯めた電気を使用できる「NMG発電システム」、水タンク等を搭載しており、電力や水が途絶えた被災地でも自律的に調剤作業と医薬品の交付を行うことができます。

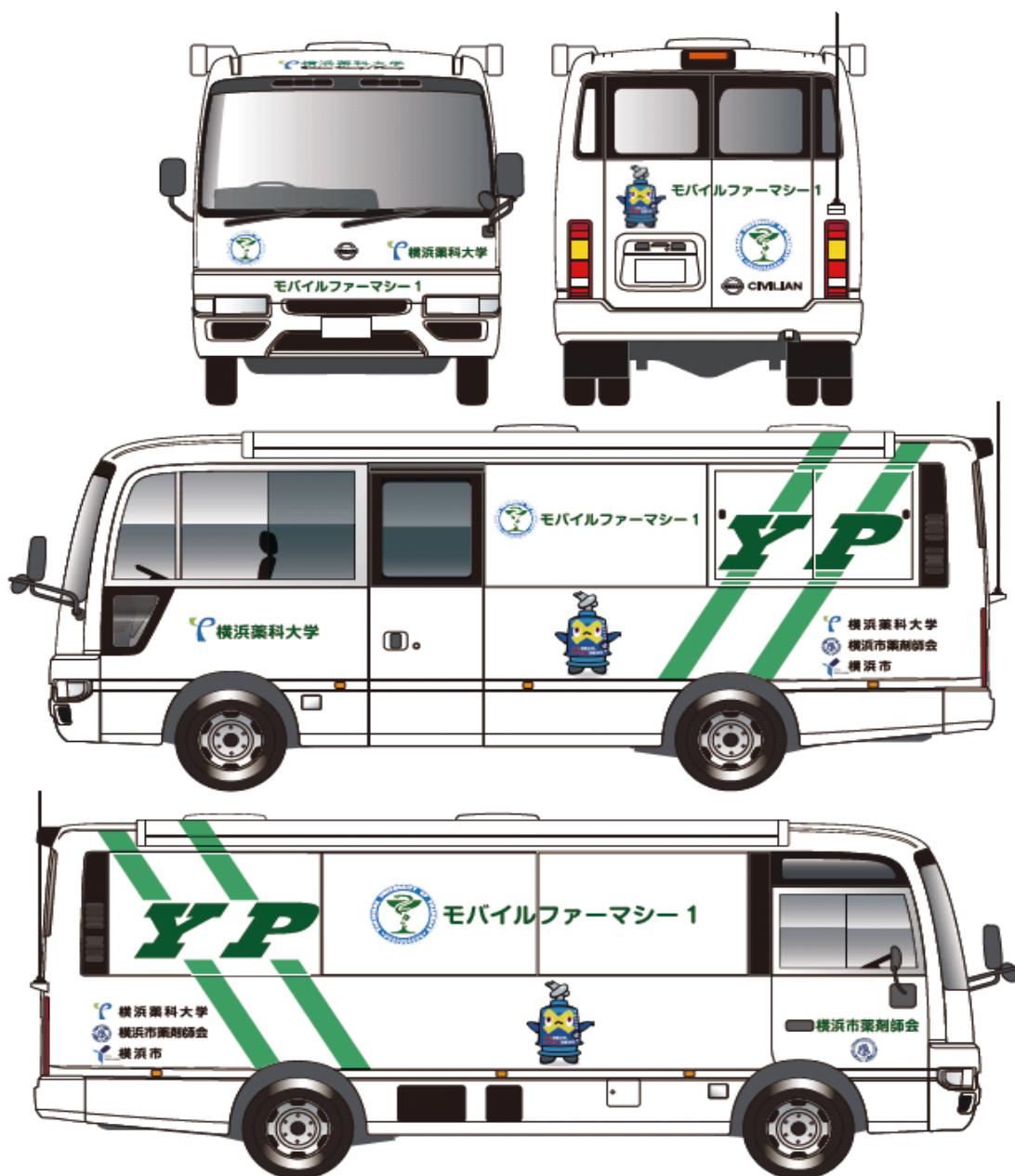
### 【主要設備等】

小型バスを改造し、通常の車両性能のほか、居住性（ベッド、トイレ、エアコン等）を備え、調剤に必要な調剤棚、電子天秤や自動分包機、水剤調剤台、クリーンベンチ、保冷庫、パソコン等を搭載するほか、災害時対応のためMC A無線を設置しています。乗車定員は3名で、準中型免許で運転が可能です。

### 【導入経費】

約 4,000 万円（車両代、架装費用、設備（電源・給水等）代 等）※横浜薬科大学が負担

### 【外観デザイン（1台目のイメージ）】



## 協定締結までの経緯

横浜薬科大学には、俣野公園「横浜薬大スタジアム」、深谷町ふれあい公園「ハマヤク農園」のネーミングライツなどを通じ、これまでも横浜市行政の推進にご貢献いただいておりますが、「薬剤師を輩出する大学として、横浜市薬剤師会との協力のもと、避難所の医薬品不足等の事態が発生した際に機動力を発揮できるモバイルファーマシーを提供し、横浜市と連携して運用し、地域に貢献していきたい」とのご提案を、共創フロントにいただきました。

ご提案を受け、横浜薬科大学、横浜市薬剤師会及び横浜市で協議を重ねた結果、今回の協定締結に至りました。

なお、地元大学・薬剤師会と政令指定都市が連携したモバイルファーマシー運用の連携協定については、横浜市が福岡市と同時期に初めての締結となります。

### ※共創フロントとは

行政と民間が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、横浜市が設置した相談・提案受付窓口です。

[HP] <http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/front.html>

### お問合せ先

(協定に関すること)	政策局共創推進課長	梅澤 厚也	Tel 045-671-4394
(車両の整備・運用等に関すること)	横浜薬科大学メディアセンター	小田島・渡利	Tel 045-859-1300
(薬剤師会の取組に関すること)	横浜市薬剤師会事務局長	黒岩 清隆	Tel 045-761-7840

## 災害対策医薬品供給車両の運用等に関する連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）、一般社団法人横浜市薬剤師会（以下「乙」という。）及び学校法人都築第一学園横浜薬科大学（以下「丙」という。）は、災害発生時等における市民の安全・安心の確保に資するため、災害対策医薬品供給車両の運用等について相互に連携、協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、乙及び丙が設置、運用する災害対策医薬品供給車両について、災害発生時、また、医薬品の適正利用に関する広報等における効果的な運用等について定めるものとする。

### （災害対策医薬品供給車両の目的）

第2条 災害対策医薬品供給車両は、乙及び丙において、甲と連携を図りながら、災害発生時の市内の薬局機能の維持継続、補完を目的として運用するものとする。

2 災害対策医薬品供給車両は、防災訓練、医薬品の適正使用等の啓発を目的として運用することができる。

### （連携、協力事項）

第3条 前条の目的を達成するため、甲乙丙は、次の事項について連携、協力するものとする。

- (1) 災害発生時における避難所等への災害対策医薬品供給車両による薬剤の供給等に関すること
- (2) 災害時における薬剤師等の役割や連携の確認及び災害対応力向上に向けた薬剤師の人材育成に関すること
- (3) 災害対策医薬品供給車両を活用した医薬品の適正使用、かかりつけ薬剤師・薬局にかかる市民への啓発に関すること
- (4) その他、甲乙丙が協議し合意した事項

### （費用負担）

第4条 災害対策医薬品供給車両の設置、運用に係る費用は、乙及び丙の負担とする。

2 前項に定めるほか、第3条にかかる費用の負担については、必要の都度、甲乙丙が協議して定める。

### （車体表示）

第5条 災害対策医薬品供給車両の車体には、甲乙丙の名称、ロゴマーク等を表示することができる。

### （協定の発効及び有効期間）

第6条 本協定は、本協定書を締結した日をもって発効し、その有効期間を1年とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙丙のいずれからでも、本協定の期間延長を行わない旨の通知がないときは、1年間更新することとし、以後についても同様とする。

2 前項の有効期間にかかわらず、甲乙丙のいずれも、他の協定当事者に対して、書面により本協定の解約を通知することができ、当該通知が他の当事者すべてに到達した日の翌日から6か月を経過した日に本協定は終了する。ただし、前項の定めに基づく有効期間終了日が先に到来する場合は、先に到来した終了日が優先される。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙丙が協議のうえ解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30(2018)年12月10日

甲 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市  
横浜市長 林 文子 印

乙 神奈川県横浜市磯子区西町14番11号  
一般社団法人横浜市薬剤師会  
会長 寺師 三千彦 印

丙 神奈川県横浜市戸塚区俣野町601番地  
学校法人都築第一学園 横浜薬科大学  
理事長 都築 仁子 印